

広島県告示第百五十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

令和七年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
栈橋 一式

二 当該工作物が放置されていた場所

広島市中区南千田東町二番地先（一級河川太田川水系指定区間京橋川）

三 当該工作物を除却した日時

令和七年一月十四日 十四時

四 当該工作物の保管を始めた日時

令和七年一月十五日 十時

五 当該工作物の保管場所

広島市南区出島二丁目二二番 港湾施設出島西第十一野積場

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問合せ先

広島県西部建設事務所管理課

電話（〇八二）二五〇―八一五〇